

東京二十三区清掃一部事務組合公共工事代金債権信託に伴う
債権譲渡の承諾に関する要綱

令和3年4月1日副管理者決定

2清総契第501号

改正 令和5年11月20日5清総契第351号

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）と工事請負契約を締結している受注者（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の道を開くため、受注者が保有する工事代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第1項ただし書に基づく工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾及び請負代金の請求に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 組合が債権譲渡を承諾できる対象工事は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 請負金額（契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額）が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 工事の進捗状況が、東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成12年規則第51号。以下「規則」という。）第52条第1項の規定による前金払（以下「前金払」という。）相当割合を、前金払の支払の有無を問わずおおむね超えていること。
- (3) 規則第53条第1項の規定による部分払（以下「部分払」という。）がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払相当割合に部分払相当割合を加えた割合をおおむね超えていること。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
 - ア 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式）の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
 - イ 受注者が契約書第43条各号又は第43条の2各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合
 - ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、契約書第4条第1項ただし書を適用しない契約である場合
 - エ 受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不相当な特別の事由がある場合

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第3条 譲渡対象となる工事代金債権（以下「譲渡債権」という。）の額は、当該請負工事が完成した場合には契約書第30条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に対応する請負代金から既に支払った前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の組合の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、契約書第46条第1項の既済部分の検査に合格し、

引渡しを受けた既済部分に相応する請負代金から既に支払った前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の組合の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額され、又は減額された場合の譲渡債権の額は、契約変更により増額され、又は減額された後の額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の条件)

第4条 債権譲渡の承諾を申請する受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画があること。

- (2) 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定により破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定により特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

- (3) 譲渡債権の譲受先（以下「債権譲受人」という。）は、株式会社きらぼし銀行であること。

(債権譲渡承諾事務の分掌)

第5条 債権譲渡に関する事務及び承諾は、総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、契約管財課に事前協議を行った上で、共同して次に掲げる書類を組合に提出すること。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式） 3部

- (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部

- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書（発効日から3か月以内のもの）各1部

- (4) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）に押印されている使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、当該受付票の写し 1部

- (5) 工事履行報告書（別記第3号様式） 1部

- (6) 下請負人に対する支払計画書（別記第4号様式）（債権譲渡人が第4条第1項第1号イに該当する場合に限る。） 1部

- (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険約款又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（保険約款又は保証約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示すること。） 1部
- 2 前項の申請書類の提出先は、契約管財課とし、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参するものとする（郵送等による提出は認めない。）。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかかの委任状（別記第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。なお、第8条による債権譲渡承諾依頼書又は第9条による債権譲渡不承諾通知書（別記第7号様式）の交付に際し、債権譲渡人と債権譲受人のいずれかが単独で受領する場合についても、委任状（別記第2号様式）を提出すること。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、契約管財課への書類の提出及び受理の際は、身分証明書を持参することとし、組合から求められた場合は、速やかに提示すること。

（債権譲渡の承諾要件）

第7条 債権譲渡の承諾要件は、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る工事が、第2条各号の条件を満たす対象工事であること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が、第4条各号の条件を満たしていること。
- (3) 次に掲げる事項の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 同じものが3部提出されていること。
 - イ 指定の様式を使用し、必要事項の全てが記載されていること。
 - ウ 工事件名、工事場所、請負金額、契約締結日、工期、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、契約書と一致していること。
 - エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書に押印したものと同一であること。ただし、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認できること。
 - オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑登録証明書と一致していること。
 - カ 支払済みの前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - キ 建設共同企業体（以下「JV」という。）案件にあつては、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載及び使用した印が、JV協定書と一致していること、また、JVの代表者が使用した印が、契約書に押印したものと同一であること。この場合において、JVの各構成員の押印は不要であるが、復代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること。
 - ク JV案件にあつては、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡すること。
- (4) 公共工事代金債権信託契約書の写しについて、次に掲げる事項が確認されていること。
 - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人の使用した印が、印鑑登録証明書と一致すること。
 - ウ 譲渡債権の記載事項が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - エ JV案件にあつては、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載及び使用した印が、JV協定書と一致していること。
- (5) 発行日から3か月以内の印鑑登録証明書のほか、前条第1項第4号に該当する場合は、受付票の写しが提出されていること。

- (6) 工事履行報告書により確認できる当該工事の進捗状況が、前金払相当割合（既に部分払がなされている場合は、前金払相当割合に部分払相当割合を加えた割合。）をおおむね超えていること。
- (7) 債権譲渡人が第4条第1項第1号イに該当する場合は、下請負人に対する支払計画において、支払計画書に下請企業として中小企業が存在することが確認でき、当該中小企業者に対して代金支払の予定があること。
- (8) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険約款又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、次に掲げる事項の全てを満たす保険会社又は保証会社の承諾書が提出されていること。
 - ア 保険会社又は保証会社の承諾書の内容が、役務保証特約付ではない履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
 - イ 組合に提出済みの保険証券又は保証証券等及び保険約款又は保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (9) 譲渡債権が、株式会社きらぼし銀行以外の者（以下「第三者」という。）に譲渡されていることの事実について、契約管財課が把握していないこと。

（債権譲渡の承諾手続）

- 第8条 契約管財課は、債権譲渡の承諾依頼を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、当該工事の進捗状況及び前払金等の支払状況を確認する。
- 2 契約管財課は、第6条第1項の規定により提出された申請書類を前条の承諾要件により審査し、問題がない場合は、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿（別記第6号様式）に必要事項を記載する。
 - 3 契約管財課は、債権譲渡承諾書3部に公印及び確定日付印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人にそれぞれ1部ずつ（委任状による提出の場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のどちらか一方に2部）交付し、残りの債権譲渡承諾書及びその他申請書類については写しを保管し、原本を工事主管課へ送付する。工事主管課は、原本を契約書のつづりに添付し保管する。
 - 4 前3項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、第6条第1項の規定による申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、契約管財課は、債権譲渡の承諾申請の受付から承諾までの間に、譲渡債権が第三者に譲渡されていることを把握した場合は、速やかに当該債権譲渡の承諾手続を中止し、次条の不承諾手続を行う。
 - 6 契約管財課以外の部署は、譲渡債権が第三者に譲渡されていることを把握した場合は、速やかに契約管財課に連絡する。

（債権譲渡の不承諾）

- 第9条 第7条の承諾要件を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わないものとする。
- 2 前項の場合には、債権譲渡の不承諾について意思決定をし、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（別記第7号様式）2部に公印を押印の上、債権譲渡人と債権譲受人それぞれ1部ずつ（委任状による提出の場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のどちらか一方に2部）交付し、併せて申請書類等を返却するものとする。
 - 3 前2項の規定による債権譲渡不承諾書の交付は、第6条第1項の規定による申請書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。

（出来高確認）

- 第10条 信託契約に基づく工事の出来高確認は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高確認のため、工事現場への立入り等が必要である場合は、事前に工事出来高確認協力申出書（別記第5号様式）を持参又は郵送等により契約管財課に提出するものとする。
- 3 契約管財課は、前項の工事出来高確認協力申出書の提出を受けたときは、譲渡債権が第三者に譲渡されていることの事実について把握していない場合に限り、速やかに工事主管課へ申出書を送付し、工事主管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、組合から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

（契約変更の場合の取扱い）

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、譲渡債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に組合に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（別記第9号様式）を作成の上、持参又は郵送等により契約管財課に提出するものとする。
- 3 工事代金債権計算書（契約変更用）の提出を受けた契約管財課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により記載内容を確認した上で受理する。
- 4 工事代金債権計算書（契約変更用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該変更契約に伴う譲渡債権の変更後の金額を記載する。
- 5 契約管財課は、前項の工事代金債権計算書（契約変更用）の写しを保管し、原本を工事主管課へ送付し、工事主管課は、原本を契約書のつづりに添付し保管する。

（契約解除の場合の取扱い）

第12条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合、契約管財課は第3条第1項ただし書により算出した額を譲渡債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- 2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（別記第10号様式）を作成の上、契約管財課に持参するものとする（郵送等による提出は認めない。）。この場合において、債権譲受人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。
- 3 工事代金債権計算書（契約解除用）の提出を受けた契約管財課は、計算書の内容を工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約解除に伴う承諾書等により記載内容を確認した上で受理する。
- 4 工事代金債権計算書（契約解除用）を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う譲渡債権の変更後の金額を記載する。
- 5 契約管財課は、前項の工事代金債権計算書（契約解除用）の写しを保管し、原本を工事主管課へ送付する。工事主管課は、原本を契約書のつづりに添付し保管する。

（請負代金の請求）

第13条 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金及び部分払の金額（以下「請負代金等」という。）が確定した場合に限り、譲渡債権の金額の範囲内で組合に対し請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は組合に対し、請負代金等の請求をすることができない。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を組合に対し請求す

るときは、工事請負代金請求書（別記第8号様式）、債権譲渡承諾書（別記第1号様式）の写し、印鑑登録証明書及び公共工事代金債権信託契約書の写しを工事主管課へ提出するものとする。

- 3 前項の規定により工事請負代金請求書等の提出を受けた工事主管課は、工事請負代金債権の金額を確認の上、工事請負代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出の手続を行うものとする。

（競争入札における指名選定等に係る留意事項）

第14条 組合は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日 から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(発注者) 殿

(譲渡人) 債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(譲受人) 債権譲受人

所在地

名称

代表者職氏名

実印

担当者 職・氏名
電話番号

債権譲渡人（委託者、以下「譲渡人」という。）は、発注者との間で締結された下記工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）に基づく下記譲渡対象債権を、債権譲受人（受託者、以下「譲受人」という。）に、譲渡人と譲受人との間で締結された 年 月 日付け信託契約に基づき信託譲渡することになりましたので、工事請負契約書第4条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

また、下記譲渡対象債権の支払につきましては、後日通知する振込口座にお振込みくださいますよう依頼します。

なお、工事請負契約上の受注者の債務は、譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の工事代金債権の範囲は、本件請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し、引渡した部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第46条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日

年 月 日

(4) 工期

年 月 日 から 年 月 日まで

(5) 請負代金額

金 円

(6) 支払済前払金額

金 円

(7) 支払済部分払額

金 円

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)の請負代金額は変更契約後の金額とします。この場合は、譲渡人及び譲受人は、速やかに工事代金債権計算書を発注者に提出します。

2 譲渡人は、上記工事の譲渡対象債権について、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

- 譲渡人及び譲受人は、譲渡対象債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害する行為は行いません。
- 譲渡人の下請企業等の保護に関しては、譲渡人が責任を持って行い、発注者には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 譲渡人及び譲受人は、本債権譲渡が、譲渡人の当該工事の施工に必要な資金の調達又は譲渡人の下請企業への適切な支払の確保を目的としたものであることを前提に、発注者が本債権譲渡を承諾するものであることを承知いたしております。
- 譲渡人と譲受人との間の取引に関し必要な既済部分の確認は、譲渡人及び譲受人が責任を持って厳正に行います。
- 譲渡人及び譲受人は、工事請負契約に基づき発注者が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 債権譲渡の承諾を得た後は、譲渡対象債権の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行いません。
- 上記のほか、譲渡人は工事請負契約書の条項等を遵守します。

10 本件に関する譲受人の連絡先及び担当者

所 属

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

第 年 月 日

(譲渡人) 御中

(譲受人) 御中

債権譲渡承諾書

上記の譲渡対象債権の譲渡承諾依頼については、工事請負契約上有する一切の抗弁をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約第4条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾により、工事請負契約に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 譲受人は、譲渡対象債権を第三者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことをしてはならない。
- 発注者が支払う請負代金額は発注者の検査結果のみに基づいて決定される。
- 発注者は、債権譲渡後も、譲渡人との協議のみにより、工期の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は発注者に対して異議を申立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら譲渡人と譲受人との間において解決されなければならない。
- 譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付印欄

発注者

印

委任状

年 月 日

殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

1 工事名

2 請負代金額 金 _____ 円

私は、所在地

商号又は名称

代表者職氏名

を代理人と定め、

- ・上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限
- ・上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾書の受領に関する権限
- ・上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡不承諾通知書の受領に関する権限

を委任します。

- ※ 譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。
- ※ 譲渡人がJVの場合は代表構成員の名義で行うものとする。

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期			
請負代金額			
支払済前払金等	前払金額	金	円
	部分払額	金	円
	計	金	円 (請負代金額に対する割合 %)
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

下請負人に対する支払計画書

年 月 日

（発注者） _____ 殿

請 負 者
所 在 地

名 称

代表者職氏名 _____ 印

工事名 _____

契約金額 _____

債権譲渡により得られる資金は、今後、上記工事の履行に関して、以下の下請負人に対する支払いに利用する予定です。

整理番号	今 後 支 払 予 定 額			支 払 先	
	月	旬	金 額	(名称/所在地/電話等)	
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない
			千円	(名 称)	
				(所在地)	
				(電 話)	
				中小企業者である	中小企業者でない

（注意）

○「今後支払予定額」欄の「月旬」部分は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日 中旬：11～20日 下旬：21日～月末

○「支払先」では、支払先が中小企業基本法第2条に定める中小企業者である場合は「中小企業者である」欄に○を、そうでない場合は、「中小企業者でない」欄に○をしてください。

工事出来高確認協力申出書

年 月 日

殿

所在地

名称

代表者職氏名

印

付け にて債権譲渡を承諾された下記工事について、信託契約に基づき、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 工事名

2. 工事場所

3. 施工者名

4. 現場立入り希望日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分 まで

5. 現場立入り予定者氏名

6. 連絡先 担当者職・氏名

電話番号

債権譲渡整理簿

文書 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工事名	受注者	
	債権譲渡額 (円)		債権譲渡先	担当者 印	備考
文書 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工事名	受注者	
	債権譲渡額 (円)		債権譲渡先	担当者 印	備考
文書 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工事名	受注者	
	債権譲渡額 (円)		債権譲渡先	担当者 印	備考

債権譲渡不承諾通知書

債権譲渡人 _____ 御中

債権譲受人 株式会社きらぼし銀行 _____ 御中

発注者 _____ 印

年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名 _____

(2) 契約締結日 _____ 年 月 日

2 承諾しない理由

(承諾しない理由の記載例)

- 本件工事については、履行期限が〇年〇月〇日であるところ、ここ数週間にわたり正当な理由なく作業が中止されている。現在までの工事進捗状況から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあり、「東京二十三区清掃一部組合公共工事代金債権信託譲渡の承諾に関する要綱」第2条第4号に該当するため。

工事請負代金請求書

年 月 日

（発注者） _____ 御中

（債権譲受人）

所在地

名 称

代表者職氏名 _____ 印

年 月 日付け 第 _____ 号により譲渡を承諾された工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円）
ただし、 _____ 工事の代金

（内 訳）

(1) 請負代金額（工事請負代金請求日現在）	金 _____ 円
(2) 前払金受領済額（債権譲渡人）	金 _____ 円
(3) 部分払金受領済額（債権譲渡人）	金 _____ 円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	金 _____ 円
(5) 今回請求額	金 _____ 円

2 債権譲渡承諾番号

第 _____ 号

3 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金種別及び口座番号

(3) 口座名義

(4) 請求者の連絡先

住所

電話番号

FAX

工事代金債権計算書(契約変更用)

年 月 日

(発注者) _____ 殿

債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者)職・氏名

電話番号

下記1工事の契約変更により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事名

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約変更日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 当初請負代金額 金 _____ 円

(2) 支払済前払金額 金 _____ 円

(3) 支払済部分払額 金 _____ 円

(4) 当初債権譲渡額 金 _____ 円

(5) 契約変更額 金 _____ 円 (減額の場合は、△表示とする)

(6) 変更後請負代金額 金 _____ 円 (_____ 年 月 日現在見込額)

工事代金債権計算書(契約解除用)

年 月 日

(発注者) _____ 殿

債権譲渡人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____

印

債権譲受人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____

印

(担当者)職・氏名

電話番号 _____

下記1の工事に関し、 年 月 日付け 第 号に基づく解除により、工事代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

1 工事名 _____

2 契約締結日 _____ 年 月 日

3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日

4 契約解除日 _____ 年 月 日

5 工事代金債権

(1) 請負代金額 金 _____ 円

(2) 支払済前払金額 金 _____ 円

(3) 支払済部分払額 金 _____ 円

(4) 出来高額(%) 金 _____ 円

(5) 契約解除違約金 金 _____ 円

(5) = ((1) - (4)) × 10%

(6) 債権譲渡額 金 _____ 円

(6) = (4) - (2) - (3) - (5)